## 富田林市介護保険利用者負担額助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第1条に規定する保健医療サービス及び福祉サービスの利用者負担額(以下 「利用者負担額」という。)の支払により著しく生活が困難となる低所得者に 対し、その一部を助成することによって、サービスの利用を促進するとともに 市民生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「世帯」とは、要介護又は要支援被保険者並びに当該 要介護又は要支援被保険者と同居する者及び同一の敷地に居宅を有する全ての 親族をいう。

(助成対象者)

- 第3条 利用者負担額の一部助成(以下「助成」という。)を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担額等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めたものとする。
  - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令412号。以下「施行令」という。) 第38条第1項第1号イに規定する者
  - (2) 施行令第38条第1項第2号及び第3号に掲げる者のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすもの
    - ア 富田林市介護保険事業における居宅介護(支援)サービス費等の額の特例に関する要綱(平成12年富田林市要綱第36号)第3条に規定する合計所得金額を世帯合算した額が45万円に世帯員数を乗じて得た額に57万円を加えた額(以下「基準額」という。)を超えないこと。
    - イ 世帯に属する者の預貯金等の合計額が基準額を超えないこと。
    - ウ 世帯に属する者が不動産を所有していないこと。ただし、居住用地 にあっては100平方メートル以下、居住用家屋にあっては総床面積 が120平方メートル以下のものを除く。
    - エ 世帯に属する者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する自動車を所有していないこと。ただし、通院又は生活維持のために限定的に運行される自動車は除く。
    - オ 世帯に属する者に住民税又は所得税の課税者がいないこと。

カ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第8号に 規定する扶養親族でないこと。

キ 世帯に属する者が介護保険料を滞納していないこと。

(助成対象サービス)

- 第4条 助成の対象となるサービス(以下「対象サービス」という。)は、次に掲げるものとする。
  - (1) 法第41条第4項に規定する居宅サービス(特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)
  - (2) 法第42条の2第2項第1号に規定する地域密着型サービス及び同項 第2号に規定する小規模多機能型居宅介護
  - (3) 法第53条第2項に規定する介護予防サービス
  - (4) 法第54条の2第2項第1号に規定する地域密着型介護予防サービス 及び同項第2号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

(助成金)

- 第5条 助成金の額は、対象サービスにかかる利用者負担額の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項において「助成基準額」という。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第51条第1項に規定する高額介護サービス費 又は法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費が支給される場合に あっては、これらの支給額を利用者負担額から控除した額が助成基準額を上回 る場合に限り、控除後の額と助成基準額との差額を助成金として支給する。

(他の事業等との適用関係)

- 第6条 この要綱の規定に基づく助成は、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱(平成20年富田林市要綱第48号)に基づく措置を実施した後の状況に応じて適用するものとする。
- 2 この要綱の規定に基づく助成は、法第51条の3第1項に規定する特定入所 者介護サービス費又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サ ービス費の支給後の利用者負担額について適用するものとする。
- 3 この要綱の規定に基づく助成は、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 事業実施要綱(平成13年富田林市要綱第17号)に基づく措置を実施した後 の状況に応じて適用するものとする。

(助成認定の申請)

- 第7条 助成を受けようとする者(以下「申出者」という。)は、次に掲げる書類 を市長に提出しなければならない。
  - (1) 介護保険利用者負担額助成認定申請書(様式第1号)
  - (2) 収入申告書

- (3) 資産申告書
- (4) 介護保険被保険者証

(認定)

- 第8条 市長は、前条の助成認定の申請があったときは、その内容を審査し介護 保険利用者負担額助成認定結果通知書(様式第2号)により、当該申請に係る 結果を申出者に通知するものとする。
- 2 前項による認定(以下「認定」という。)の有効期限は、申請のあった年(8 月以降の申請にあっては、その翌年)の7月末日までとする。

(助成金の請求)

- 第9条 助成金の支給を受けようとする者は、対象サービスを利用した月の翌月 末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 介護保険利用者負担額助成金申請書(様式第3号)
  - (2) 指定居宅サービス事業者が発行する居宅サービスの明細が分かる領収 証
  - (3) 介護保険被保険者証

(助成金の支給)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の請求があったときは、対象サービス利用月の高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の審査を行った後、助成金を支給するものとする。

(認定の取消し)

- 第11条 市長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ の認定を取り消すことができる。
  - (1) 申出者の資力その他の事情が変化したため、助成を行う必要がなくなったと認められる場合
  - (2) 虚偽の申請その他不正の行為があったと認められる場合
- 2 市長は、前項の規定により認定の取り消しを行うときは、その旨を申出者に 通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(富田林市介護保険事業の居宅サービス費に係る利用者負担額の一部助成に関する要綱の廃止)

第2条 富田林市介護保険事業の居宅サービス費に係る利用者負担額の一部助成

に関する要綱(平成13年富田林市要綱第6号)は、廃止する。

附 則(平成27年要綱第57号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市介護保険利用者負担額助成事業実施要綱の規定は、平成27年7月1日から適用する。

富田林市介護保険事業における居宅介護(支援)サービス費等の 額の特例に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。)第50条及び第60条の規定に基づき、居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費並びに居宅支援サービス費、特例居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費及び居宅支援住宅改修費(以下「居宅介護(支援)サービス費等」という。)の額の特例に関し必要な事項を定める。

(居宅介護(支援)サービス費等の額の特例)

- 第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、居宅介護(支援)サービス費等の額の 特例を認めることができる。
  - (1) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。)第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に該当する者のうち、必要があると認められるときは、損害の程度に基づき「別表第1」の給付率を適用する。
  - (2) 法施行規則第83条第1項第2号、第3号及び第4号又は第97条第1項第2号、第3号及び第4号に該当する者のうち、本年の合計所得金額の見積り額が150万円以下で、かつ、前年の合計所得金額(1月1日から5月末日までの申請にあっては、「前々年の合計所得金額」。)の2分の1以下に低下する者について、必要があると認められるときは、「別表第2」の給付率を適用する。

(合計所得金額)

- 第3条 この要綱において「合計所得金額」とは、市民税の課税の基礎となる地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する金額(税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、税法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、税法附則第35条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)又は税法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。)をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる金額を合計所得金額 とする。
  - (1) 合計所得金額に課税対象年金に係る雑所得を含む場合は、合計所得金額から当該雑所得 を減じて、当該年金の収入金額を加算した金額
  - (2) 合計所得金額の算定の年に課税対象外の年金又は失業保険による手当等を受けていた場合は、合計所得金額に当該手当等の合計額を加算した金額

(特例適用期間)

第4条 第2条の特例適用期間は、特例適用の申請(以下「申請」という。)日の属する月の初

日から6月を限度とする。

(特例適用の申請)

- 第5条 第2条の規定によって居宅介護(支援)サービス費等の額の特例を受けようとする者は、 富田林市介護保険条例施行規則(平成12年規則46号。以下「条例施行規則」という。)第 35条第1項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 第2条第1号に係る申請は、市長又は消防長が発行する罹災証明書又はこれに準ずる当該事由を明らかにできる書類
  - (2) 第2条第2号に係る申請は、医師の診断書、あるいは給与又は収入に関する明細書等当該年中の合計所得金額(見込)を算定できる書類(失業による場合は、雇用保険受給資格者証又はこれに準ずる当該事由を明らかにできる書類を含む。)又はこれに準ずる当該事由を明らかにできる書類

(特例適用の決定通知等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請についての判定を決定したときは、直ちに条例施行規則 第35条第2項に規定する決定通知を当該申請者に通知し、減額又は免除を適用すべき要介護 被保険者等にあっては、併せて介護保険利用者負担額減額免除認定証を交付するものとする。 (特例適用の取消等)
- 第7条 市長は、居宅介護 (支援) サービス費等の額の特例を受けた者が、次の各号のいずれか に該当するときは、その適用内容を変更又は取消することができる。
  - (1) 特例適用を受けた者の資力その他の事情が変化したため当該特例を変更する必要がある と認められる場合又は当該特例を行う必要がなくなったと認められる場合
  - (2) 虚偽の申請その他不正の行為があったと認められる場合
- 2 市長は、前項の規定により特例適用の取消等を行う場合は、その旨を当該支払納付義務者及び居宅介護支援サービス事業者等に通知する。

(補則)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年要綱第56号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市介護保険事業における居宅介護(支援) サービス費等の額の特例に関する要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年要綱第9号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。